

# 太陽光発電設備を設置された方へ～固定資産税(償却資産)のお知らせ～

太陽光パネルなどの発電設備は固定資産税(家屋または償却資産)の対象となる場合があります。太陽光パネルなどの設置者や設置方法により、申告が必要となる場合があります。

## (1) 申告が必要になる人

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をしているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業など事業を営む人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電しているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人 (住宅用)	住宅用太陽光発電設備を事業(※)の用に供している場合は償却資産として申告の対象となります。発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。 ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

## (2) 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については、次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告いただき、「家屋」となっている設備は、家屋として課税します。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計など
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

## (3) 太陽光発電設備など(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税標準の特例について

平成25年度から、固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

- 対象設備 経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備(蓄電装置、変電設備、送電設備を含む)。ただし、住宅等太陽光発電設備(低圧かつ10kW未満)を除きます。
- 適用期間 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分
- 取得時期 平成24年5月29日～平成28年3月31日に新たに取得した設備
- 特例内容 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。
- 添付書類
  - ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
  - ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写し

※償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要です。